新年金

全期間納付で月額5万円

こうなる老齢基礎年金

来年4月1日から新しい年金制度になり、国民年金からは、老齢、障害、遺族の3種類の基礎年金が支給されることになります。今回は、老齢基礎年金について説明します。

25年以上の人に65歳から

老齢基礎年金は、表1の受給資格期間が25年以上ある人に65歳から支給されます。

●受給資格期間の「25年」という要件は、表2のように、生年月日に応じて、21年から24年に短縮されています。また、当分の間は、今までどおり60歳からでも繰上げ支給の請求ができますが、年金額が生涯減額されますので、注意してください。

厚生年金加入者も25年

また、厚生年金の加入期間のある方についても、25年必要となりますが、現在の受給資格期間が20年であることから、来年4月1日において30歳以上の方については、生年月日に応じて、20年から24年に短縮されています。

月五万円の年金が

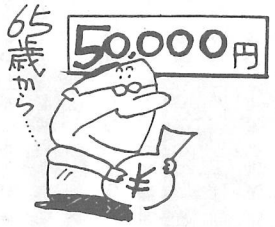

老齢基礎年金は、40年間、保険料を納付して月額五万円支給されます。（この五万円は、59年度価格で、毎年4月には前年に一定の物価上昇率があれば改定されます）

しかし、国民年金制度ができた当時、20歳以上であった人は、60歳までに40年加入することができません。このため、表3の

表1　受給資格期間

1．保険料納付済期間
(1) 改正前の国民年金保険料納付済期間
(2) 改正前の厚生年金、船員保険の被保険者期間で、昭和36年4月1日以後の20歳から60歳未満の期間
(3) 改正後の国民年金被保険者期間のうち
① 第1号被保険者期間の保険料納付期間（自営業者等）
② 第2号被保険者期間（厚生年金、船員保険加入者）
③ 第3号被保険者期間（上記加入者に扶養されている配偶者）

2．保険料免除期間

3．合算対象期間（カラ期間）
(1) 任意加入できる学生、被用者年金制度の老齢（退職）年金受給権者及び在外邦人が任意加入しなかった20歳から60歳までの期間（改正前の適用除外期間を含む。）
(2) 改正前の国民年金法により任意加入することができた人が任意加入しなかった期間（サラリーマンの奥さん等）
(3) 昭和36年4月前の公的年金加入期間
(4) 厚生年金、船員保険から脱退手当金をうけた昭和36年4月以降の期間
(5) 永住許可を受けた在日外国人の昭和36年4月から昭和57年1月前の期間

表2　受給資格期間の特例

●国民年金・56歳以上の人

生年月日	期間
大15. 4. 2～昭 2. 4. 1	21年
昭 2. 4. 2～昭 3. 4. 1	22年
昭 3. 4. 2～昭 4. 4. 1	23年
昭 4. 4. 2～昭 5. 4. 1	24年

●厚生年金・30歳以上の人

生年月日	期間
昭27. 4. 1以前生まれ	20年
昭27. 4. 2～昭28. 4. 1	21年
昭28. 4. 2～昭29. 4. 1	22年
昭29. 4. 2～昭30. 4. 1	23年
昭30. 4. 2～昭31. 4. 1	24年